

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4139535号
(P4139535)

(45) 発行日 平成20年8月27日(2008.8.27)

(24) 登録日 平成20年6月13日(2008.6.13)

(51) Int. Cl. F I
G06F 13/00 (2006.01) G O 6 F 13/00 3 5 4 D
G06F 17/40 (2006.01) G O 6 F 17/40
G06Q 50/00 (2006.01) G O 6 F 17/60

請求項の数 3 (全 7 頁)

<p>(21) 出願番号 特願平11-351752 (22) 出願日 平成11年12月10日(1999.12.10) (65) 公開番号 特開2001-167029(P2001-167029A) (43) 公開日 平成13年6月22日(2001.6.22) 審査請求日 平成14年2月7日(2002.2.7) 審判番号 不服2005-3795(P2005-3795/J1) 審判請求日 平成17年3月3日(2005.3.3)</p> <p>早期審査対象出願</p>	<p>(73) 特許権者 599174052 株式会社 サイバー・コミュニケーションズ 東京都港区東新橋二丁目14番1号 (73) 特許権者 599174063 新井 敏夫 千葉県習志野市香澄5-6-3 (73) 特許権者 599174074 藤田 明久 東京都港区台場1-5-2-1205 (74) 代理人 100081455 弁理士 橋 哲男 (72) 発明者 新井 敏夫 千葉県習志野市香澄5-6-3</p> <p style="text-align: right;">最終頁に続く</p>
--	--

(54) 【発明の名称】 広告掲載・視聴確認方法およびその装置と管理サーバー

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

ネットワークを介してユーザー端末に提供されるべき広告情報の掲載とその視聴を管理する方法であって、

生成された広告情報に対して管理手段が固有のIDを付与し、

配信サーバーが、ユーザーからのアクセスに基づいて、前記IDの付与された広告情報をユーザー端末に配信するとともに、前記IDを管理手段に送信することで、前記広告情報をユーザー端末に配信した旨を通知し、

前記配信サーバーは、ユーザー端末より前記広告情報が指定されたときに、前記IDを含む指定情報を管理手段に送信し、

前記管理手段は前記IDと前記指定情報に含まれるIDとを照合してユーザー端末による当該広告情報の掲載と視聴とを記録するネットワークにおける広告掲載・視聴確認方法。

【請求項2】

ネットワークを介してユーザー端末に提供されるべき広告情報の掲載とその視聴を確認する装置であって、

広告情報を生成する広告情報生成サーバーと、

前記で生成された広告情報に対してIDを付与するとともに、該IDの付与された広告情報の掲載・視聴を管理する管理サーバーと、

前記IDの付与された広告情報をネットワークを介してユーザー端末に配信する配信サ

ーバーとからなり、

前記配信サーバーは、ユーザーからのアクセスに基づいて、前記IDの付与された広告情報をユーザー端末に配信するとともに、前記IDを管理手段に送信することで、前記広告情報をユーザー端末に配信した旨を通知し、前記ユーザー端末上に配信された前記広告情報がユーザー端末上のユーザー操作によって指定されると、前記IDを含む指定情報を前記管理サーバーに通知し、

前記管理サーバーは前記指定情報に含まれるIDと前記IDとを照合して当該広告情報の掲載・視聴を記録する広告掲載・視聴確認装置。

【請求項3】

ネットワーク上での広告情報の掲載とその視聴を管理する管理サーバーであって、

広告情報生成手段から受信した広告情報に対してIDを付与する手段と、

IDが付与された広告情報が配信サーバーからユーザー端末に送信されたときに、前記IDを配信サーバーから受信する手段と、

前記IDが付与された広告情報に対するユーザー端末でのユーザーの指定に基づいて、前記配信サーバーからIDを含む指定情報を受信する手段と、

受信した指定情報からIDを読み出して、前記配信サーバーから受信したIDと照合して前記広告情報の掲載・視聴を記録する記録手段とからなる管理サーバー。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、インターネットのホームページに貼り付けられたバナー広告やスポンサーシップ広告について、その実掲載回数や実クリック回数などを調査・集計し、客観的で信頼性の高い 広告掲載確認情報を得るための広告掲載・視聴確認方法およびその装置と管理サーバーに関する。

【0002】

【従来の技術】

従来、商品販売などの広告は、新聞、雑誌、テレビなどが主要な媒体として利用されてきたが、インターネットの爆発的な拡がりに伴い、インターネットのホームページ上に掲載するバナー広告やスポンサーシップ広告も広く利用されるようになった。

【0003】

バナー広告やスポンサーシップ広告は、ホームページ上に貼り付けられたGIF画像やHTMLファイルなどで構成された小さな四角い画像や文章中に色変わりした文字で記載されたホームページアドレス及び文章からなる広告である。このバナー広告やスポンサーシップ広告は広告主のホームページにリンクが張られており、ポインタでバナー広告やスポンサーシップ広告やホームページの指定箇所をクリックすることによって、リンクされた広告主のホームページに自動的にジャンプする仕組みになっている。

【0004】

インターネットのホームページに貼られるバナー広告やスポンサーシップ広告は、バナー広告やスポンサーシップ広告を掲載したホームページをどれだけ大勢の人に見てもらえるか、あるいはどれだけ大勢の人にクリックしてもらって自分のホームページへ来てもらえ

【0005】

一般に、バナー広告やスポンサーシップ広告の広告掲載料は、ホームページへの掲載期間や回数、広告を掲載したホームページへのユーザーのアクセス数、あるいは実際にそのバナー広告やスポンサーシップ広告をクリックして広告主のホームページにジャンプしたユーザーの数、さらにはバナー広告やスポンサーシップ広告を見て実際に商品を購入したユーザーの数などによって決定されているが、何れにしても、広告主、広告代理店、ホームページ運営業者の間において公正な広告掲載契約を結ぶには、ホームページ上における実

10

20

30

40

50

際のパナー広告やスポンサーシップ広告の掲載状況が正確に把握できることが大前提となる。従来、この実際の広告掲載状況の収集と報告はホームページ運営業者に全面的に委ねられており、広告主や広告代理店はこれを信用するしかなかった。

【0006】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、当事者であるホームページ運営業者に実際の広告掲載状況データの収集と報告を委ねることは、客観的で信用のおける広告掲載状況の確認を行なうという観点からすれば問題がある。したがって、可能な限り第三者機関によって広告掲載状況の収集と報告が行なわれることが好ましく、また望まれるところであった。

【0007】

本発明は、上記のような要望に基づいてなされたもので、インターネットのホームページ上におけるパナー広告やスポンサーシップ広告・テキスト広告等について、その実掲載回数や実クリック回数などを第三者機関で調査・集計し、客観的で信頼性の高い広告掲載確認情報を広告主や広告代理店などに配信することができる広告掲載・視聴確認方法およびその装置と管理サーバーを提供することを目的とするものである。

【0008】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するため、本発明の広告掲載・視聴確認方法は、ネットワークを介してユーザー端末に提供されるべき広告情報の掲載とその視聴を管理する方法であって、生成された広告情報に対して管理手段が固有のIDを付与し、配信サーバーが、ユーザーからのアクセスに基づいて、前記IDの付与された広告情報をユーザー端末に配信するとともに、前記IDを管理手段に送信することで、前記広告情報をユーザー端末に配信した旨を通知し、前記配信サーバーは、ユーザー端末より前記広告情報が指定されたときに、前記IDを含む指定情報を管理手段に送信し、前記管理手段は前記IDと前記指定情報に含まれるIDとを照合してユーザー端末による当該広告情報の掲載と視聴とを記録することを特徴とする。

【0009】

また、前記広告掲載・視聴確認方法を実施するための装置は、ネットワークを介してユーザー端末に提供されるべき広告情報の掲載とその視聴を確認する装置であって、広告情報を生成する広告情報生成サーバーと、前記で生成された広告情報に対してIDを付与するとともに、該IDの付与された広告情報の掲載・視聴を管理する管理サーバーと、前記IDの付与された広告情報をネットワークを介してユーザー端末に配信する配信サーバーとからなり、前記配信サーバーは、ユーザーからのアクセスに基づいて、前記IDの付与された広告情報をユーザー端末に配信するとともに、前記IDを管理手段に送信することで、前記広告情報をユーザー端末に配信した旨を通知し、前記ユーザー端末上に配信された前記広告情報がユーザー端末上のユーザー操作によって指定されると、前記IDを含む指定情報を前記管理サーバーに通知し、前記管理サーバーは前記指定情報に含まれるIDと前記IDとを照合して当該広告情報の掲載・視聴を記録するものである。また、管理サーバーは、ネットワーク上での広告情報の掲載とその視聴を管理する管理サーバーであって、広告情報生成手段から受信した広告情報に対してIDを付与する手段と、IDが付与された広告情報が配信サーバーからユーザー端末に送信されたときに、前記IDを配信サーバーから受信する手段と、前記IDが付与された広告情報に対するユーザー端末でのユーザーの指定に基づいて、前記配信サーバーからのIDを含む指定情報を受信する手段と、受信した指定情報からIDを読み出して、前記配信サーバーから受信したIDと照合して前記広告情報の掲載・視聴を記録する記録手段とからなるものである。

【0010】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の実施の形態について図面を参照して説明する。

図1に本発明に係るインターネット用広告掲載確認システムの一実施の形態を示す。なお、図示のものは広告主およびユーザーを各々1つのブロックで示したが、実際にはそれぞれ

10

20

30

40

50

れが多数の広告主とユーザーとがあるものである。

【 0 0 1 1 】

図中、1はB広告主、1aは該B広告主1のサーバー、2はバナー広告やスポンサーシップ広告を作成する広告代理店またはメディアレップ、3はインターネットの広告媒体A社のサーバー、4はインターネットに加入しているユーザーのパソコン、5は広告主B社1と広告代理店またはメディアレップ2と広告媒体A社のサーバー3とユーザーのパソコン4および後述する第3機関6の受信サーバとIDの付与部との間を結ぶインターネット(若しくは専用通信回線)である。

【 0 0 1 2 】

6は広告代理店2とは独立した第3者機関にして、該第3者機関6にはバナー広告やスポンサーシップ広告掲載確認およびクリック確認のためのデータを受信する受信用サーバー6a、該受信サーバー6aで受信した前記データを集計し格納するデータベース6bおよびB広告主のバナー広告やスポンサーシップ広告毎にID番号を付与するためのIDの付与部6cとが設置されている。

10

【 0 0 1 3 】

次に、上記実施の形態に係るインターネット用広告掲載確認システムの動作を説明する。まず、広告主Bが広告代理店2にバナー広告やスポンサーシップ広告を依頼すると、広告代理店2は広告主との間で掲載ホームページ、掲載期間、掲載回数、広告の内容などを協議決定の上、目的とするホームページを運営する広告媒体社Bにバナー広告スポンサーシップ広告掲載の依頼と広告原稿を出稿する。バナー広告やスポンサーシップ広告の掲載依頼を受けた広告媒体A社は、該作成したバナー広告やスポンサーシップ広告を依頼のあったサーバー3のホームページにおける所定の位置に貼り付け、バナー広告やスポンサーシップ広告を開始する。

20

【 0 0 1 4 】

いま、ユーザーがパソコン4によってインターネット5を通じて広告媒体社Aのサーバー3のホームページにアクセスすると(ステップS1)、該広告媒体社Aのホームページがパソコン4に送信される(ステップS2)。また、このユーザーにホームページが送信された旨の視聴信号が第3者機関6の受信サーバー6aに送信される(ステップS3)。

【 0 0 1 5 】

次に、ユーザーがホームページ上に貼られた何れかのバナー広告やスポンサーシップ広告、テキスト広告等、例えばバナー広告に興味を持ち、このバナー広告をマウスポインタでクリックすると(ステップS4)、該クリックした先のURL情報がパソコン4に送信される(ステップS5)。また、広告主BのURLが視聴された旨のクリック・カウンタ用信号が第3者機関6の受信用サーバー6aに送信される(ステップS6)。

30

【 0 0 1 6 】

その結果、ユーザーのパソコンは、広告主Bのサーバー1aにアクセスされ(ステップS7)、該サーバー1aのホームページを視聴できることとなる。

【 0 0 1 7 】

一方、前記ステップS3およびステップS6において、広告媒体社Aのサーバーから視聴用信号が第3者機関6における受信サーバー6aに送信されると、該受信サーバー6aはIDコードが正しいか否かを確認の上で受信し、該受信した信号はデータベース6bにおいてそれぞれ集計され蓄積される(ステップS8)。なお、受信サーバー6aは前記クリック回数だけでなく、広告掲載状況の確認に必要な情報、例えば、掲載回数、掲載日時、掲載時間、広告主名、広告商品名、バナー広告名、取扱代理店名など、その他の必要な情報も蓄積される。

40

【 0 0 1 8 】

そして、リアルタイムあるいは契約した集計期日が来ると、受信用サーバー6bは、それまでに集めた各情報に基づいて、各バナー広告の実掲載回数や実クリック回数などの広告掲載状況データを作成し、さらに必要に応じてこれらの情報を表やグラフなどに加工した上で、インターネット(もしくはファックス回線等)を通じて、対応する広告主B、広告

50

代理店 2、広告媒体社 A に送信する（ステップ S 9）。

【0019】

集計データを受け取った各広告主 B や広告代理店 2 は、広告媒体社 A から集計期日毎に送られてくる広告掲載結果報告と照合し、広告掲載状況の確認を行なった上で、料金などの支払いを行なう。

【0020】

このようにして、本発明の広告掲載・視聴確認方法およびその装置と管理サーバーを用いることにより、広告主 A や広告代理店 2 は、バナー広告の実際の掲載状況を広告媒体社 A の報告する広告掲載結果とは別に入手して確認することができ、第三者機関による客観的で信用のおける広告掲載を実現することができる。

10

【0021】

なお、前記バナー広告等の配信信号やクリック信号とともに送出される ID コードは暗号化して送出することが要求される。これによって、たとえ不正なクリック信号が送られてきても、これを検知して阻止することができ、常に正しい掲載回数をカウントすることが可能となり、より正確な計測を実現することができる。

【0022】

また、前記した動作の説明にあつては、バナー広告の場合について説明したが、スポンサーシップ広告やテキスト広告等の場合も同様にして各種の掲載情報を正確に知ることができるものであり、さらに、実施の形態にあつては、広告主 B、広告代理店 2、広告媒体社 A がそれぞれ一社で、かつ、ユーザーが一人の場合について説明したが、これらが多数の場合にはパラレルに接続すれば良いことは当然のことである。

20

【0023】

【発明の効果】

以上説明したように、本発明の広告掲載・視聴確認方法およびその装置と管理サーバーによるときは、第三者機関としての受信サーバーにおいて各バナー広告やスポンサーシップ広告についての実掲載回数や実クリック回数などの広告掲載状況データを作成し、広告主、広告代理店等に配信することができる。このため、広告主や広告代理店は、ホームページ運営者に依頼したバナー広告の掲載が契約通りに実際に実行されたか否かを客観的に確認することができるので、良質で信頼性の高い広告ビジネスを展開することが可能となる。

30

【0024】

また、ID コードを暗号化した場合には、不正なクリック信号の送出を阻止することができ、信頼性をより向上することができる。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明に係る広告掲載・視聴確認方法およびその装置と管理サーバーの一実施の形態を示すブロック図である。

【図 2】同上のブロック図の動作を説明するためのフローチャートである。

【符号の説明】

- 1 広告主 B
- 1 a 広告主 B のサーバー
- 2 広告代理店及びメディアレップ
- 3 広告媒体社 A のサーバー
- 4 ユーザーパソコン
- 5 インターネット
- 6 第三者機関
- 6 a 受信サーバー
- 6 b データベース
- 6 c ID の付与部

40

フロントページの続き

(72)発明者 藤田 明久
東京都港区台場1 - 5 - 2 - 1 2 0 5

合議体

審判長 大野 克人

審判官 坂東 博司

審判官 桑原 清

(56)参考文献 特開平 1 0 - 1 2 4 4 2 8 号公報
特開平 1 1 - 2 1 9 3 3 9 号公報
特開平 1 0 - 3 2 6 2 4 5 号公報
特開平 1 0 - 3 3 4 1 4 5 号公報

(58)調査した分野(Int.Cl. , D B 名)

G06F13/00

G06F17/60

G06F17/40